

## 令和7年度木更津市障害者就労施設等からの物品等調達推進方針

国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という）第9条第1項に基づき、本市における障害者就労施設等からの物品および役務（以下、「物品等」という。）の調達を図るための方針を定め、同条第3項の規定に基づき公表する。

### 1. 調達方針策定の目的

障がいのある方が自立した生活を送るためには、就労によって経済的な基盤を確立することが重要である。しかしながら、障がいの程度や特性により一般就労が難しい方も多く、現状では就労賃も低いことから、障害者就労施設等の受注の機会を確保し、障害者就労施設等からの物品等の調達により需要の増進を図る。

### 2. 調達方針の策定

調達方針の策定にあたっては、法第9条第1項の規定に基づき、毎年度、物品等の調達に関し、当該年度の予算及び事務・事業の予定等を勘案して策定する。

### 3. 適用範囲

この方針は、本市の全ての行政組織が発注可能な物品等に適用する。

### 4. 調達方針の推進

障害者就労施設等への発注に関して、障害者就労施設等が提供することができる物品、役務を確認し、庁内各部へ情報提供し、可能な限り障害者就労施設等への発注に努めるものとする。

### 5. 障害者就労施設等からの物品等の調達目標

令和7年度の本市が優先的に調達する品目・役務の調達目標金額は、50万円を上回る額とする。

### 6. 調達実績の取りまとめ

調達実績については、法第9条第5項の規定に基づき、会計年度終了後、調達の実績概要を公表する。

## **7. 随意契約の活用**

物品、役務の契約にあたっては、地方自治法施行令第167条の2第1項第3号による随意契約を活用する。

## **8. 方針に関する担当窓口**

本方針の窓口は、福祉部障がい福祉課とする。